

参考資料

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

(平成二十年六月十八日法律第八十二号)

前文

第一章 総則(第一条-第六条)

第二章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障(第七条-第十三条)

第三章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助(第十四条-第十七条)

第四章 名誉の回復及び死没者の追悼(第十八条)

第五章 親族に対する援護(第十九条-第二十四条)

附則

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であった者等が地域社会において平穩に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。この法律に基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穩な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

ここに、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

(条文省略)

ハンセン病ビデオ貸出のご案内

県や法務局では、ハンセン病をはじめとする、さまざまな人権問題に関するビデオ貸出をしています。詳しくは、新潟県ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/fukushihoken/jinken.html> または、以下のお問い合わせ先まで



新潟県福祉保健部健康対策課
新潟県藤楓協会(事務局：新潟県福祉保健部健康対策課内)
新潟県福祉保健部福祉保健課人権啓発室

リーフレットについてのお問い合わせは

健康対策課：新潟県新潟市中央区新光町4番地1 TEL 025-280-5200 FAX 025-285-8757

平成28(2016)年12月発行 R70 SOYINK

知っていますか？ハンセン病

正しい知識を持つことが、
ハンセン病に対する偏見・差別をなくすことにつながります。

遺 伝する病気ではありません。正しい知識が大切です。

ハンセン病は、非常にうつりにくい感染症です。

治 療法が確立されており、完治する病気です。

しかし、今も偏見や差別があります。

1

ハンセン病

ハンセン病は、「らい菌」による感染症ですが、「らい菌」はきわめて感染力の弱い細菌なので、乳幼児など抵抗力の弱い人が繰り返して接触しなければ感染しません。また、感染した場合でも、発病することはまれです。(遺伝する病気ではありません。)

適切な治療のなかった時代には、自然に治ることもありましたが、発病にいたった例では、末しょう神経がおかされることにより、顔や手足などにいろいろな形の障害があらわれ、その結果、ハンセン病に特有な変形を残すことがありました。

この変形と機能障害がハンセン病を必要以上におそれさせてしまったのです。

現在では、適切な治療方法が確立され、複数の薬を使用することで、障害を残すことなく治ります。

「らい」から「ハンセン病」に

「らい」という言葉は偏見や差別を生むものとして、現在は「ハンセン病」と呼ぶようになりました。病原菌の「らい菌」などごく一部を除いてほとんどが「ハンセン病」と呼びかえられています。

2

隔離政策の歴史

上の説明のとおり、ハンセン病患者を隔離する必要は全くなかったのですが、日本では古くから、体の変形などのために特殊な病気としてあつかわれ、施設への入所を強制する「隔離政策」が行われてきました。この隔離政策は、昭和28年に改正された「らい予防法」でも継続され、さらに、昭和30年代にハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明らかとなった後も、改められませんでした。これは、平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されるまで続いたのです。

また、療養所の中では、入所者を断種させたり、子どもを強制的に中絶したり、入所者を監房に閉じこめるなど、強制隔離のほかにも人権侵害がありました。

このような政策にハンセン病元患者らは、国を相手として訴えを起こし、その結果、平成13年5月、熊本地方裁判所は、国が長い間隔離政策を廃止せず、適切な対応を行わなかった責任を認める判決を出し、国も控訴を断念しました。

その後、国は元患者の人たちにおわびし、新たに補償を行う法律を作り、名誉回復、社会復帰支援およびハンセン病問題の啓発活動に取り組んでいます。

ハンセン病療養所 全国配置図

(平成28年5月1日現在)

- 入所者総数(14ヵ所)・・・1,584名
- 国立療養所(13ヵ所)・・・1,577名
- 私立療養所(1ヵ所)・・・7名

現在、日本には国立・私立をあわせて14ヵ所のハンセン病療養所があります。設置当初は隔離が目的であったため、その多くは交通の不便なところにあります。



3

ハンセン病元患者の人たちの今

約1,600人の元患者の人たちが、今も国立療養所や施設に入所しています。(うち新潟県出身者 16人:平成28年5月1日現在)療養所を退所して社会復帰した人もいますが、その数は決して多いとは言えません。ハンセン病が治ったにも関わらず、故郷に帰ったり、社会に復帰したりすることを難しくさせているのは、長い間隔離されたままに高齢を迎えざるを得なかったことによるさまざまな事情と、ハンセン病に対する偏見や差別への不安があるからです。

たとえば、ハンセン病元患者であることを理由に、ホテルの宿泊を断られるという事件が起こり、また、この報道を受けて、元患者に対しての全国からいわれのない誹謗(ひぼう)中傷が行われたことがあります。

平成20年6月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、新たな段階を迎えた今、このような元患者の人たちや家族に対する偏見や差別をなくすために、私たち一人ひとりが、この問題は人権問題であるということを正しく理解し、ハンセン病やそのたどってきた歴史について正しい知識をもち、解決のために努力をする必要があります。

新潟県出身入所者数

(平成28年5月1日現在)

参考 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

名称	所在地	入所者数(人)
国立療養所 栗生楽泉園	群馬県吾妻郡草津町	7
国立療養所 多摩全生園	東京都東村山市	6
国立療養所 長島愛生園	岡山県瀬戸内市	1
国立療養所 東北新生園	宮城県登米市	1
国立療養所 菊池恵楓園	熊本県合志市	1
計		16

4

新潟県藤楓協会とは…

新潟県藤楓協会は、昭和43年の設立以来、県民のハンセン病に対する正しい知識の普及に努め、各療養所で入所生活を送られる県出身者への支援を行っています。

主な事業

- 里帰り支援
県出身入所者がいつでも故郷に帰って来ていただけるように、里帰りを支援しています。
- 施設訪問
県出身者が入所生活を送られる療養所を訪問し、県出身者との交流を行っています。
- 県人会への支援
県人会(各療養所における県出身者のあつまり)の活動に対し支援を行っています。
- 普及啓発
①パンフレットを学校、市町村、医療機関等に配布し、ハンセン病に対する正しい知識の普及に努めています。
②ドキュメンタリー等の各ビデオやDVDを地域や学校に貸出し、ハンセン病に対する理解を深め、偏見・差別の解消に努めています。
③次世代にハンセン病の歴史と正しい知識を習得してもらうため、学生と県出身者との交流会を開催しています。
- ハンセン病募金
年間を通じてハンセン病募金を実施しています。